

池田町立図書館資料収集方針

平成22年5月14日

池田町立図書館

池田町立図書館は町民の基本的人権の一つである「知る自由」を社会的に保障する機関です。そのため町民が求める資料、情報に応えることができるように努め、あわせて地域の文化を高めるために資料の収集を行います。町民が必要とし町民の知的関心を刺激する多様な資料を図書館の責任において豊富に備える必要があります。

〔基本方針〕

1. 図書館法に示された公立図書館の役割、すなわち町民の「教養、調査研究、レクリエーション等に資する」資料を中心に収集します。
2. 資料の収集にあたっては、利用者の資料要求と関心（思想・宗教・政治等）、および地域社会の状況を反映させ、組織的、系統的に自由で公正な選定のもとに行います。そのよりどころとして、本収集方針を定め、町民共通の理解のもとで運用します。
3. 多種多様広範な要求に応えるため、図書のほか新聞・雑誌・紙芝居・楽譜・視聴覚資料・電子資料も収集するほか、池田町を中心とする地域の郷土・行政資料は網羅的に収集します。
ただし、活字以外の資料については活字資料と書架のバランスを考慮して収集します。
4. 町民の知的関心に応える証として本収集方針を公開し、広く町民の理解と協力を得て、町民の資料要求にこたえられる蔵書を形成します。

〔資料収集の種類〕

1. 一般図書
町民が日常生活に必要な実用書、教養・娯楽・趣味等の分野にわたり、幅広く収集します。

2. 児童図書

図書館の資料構成の核となるような時代を超えて読み継がれる図書を必須とし、心を豊かに育む資料、楽しめる資料、また、学校や学校図書館支援および連携を考慮した資料を積極的に収集します。事実や情報を伝える知識の本、すなわち歴史や社会、自然科学、現代科学の最新知識を扱うもの、音楽や美術、そのほか遊びや趣味に関するものも対象とします。

3. 参考図書（レファレンスブック）

調査研究を行うために必要な辞書・事典・図鑑・年鑑・便覧・統計を各分野にわたり収集します。

4. 郷土資料

池田町に関するものを中心に、地域の歴史・社会・文化等に関するもの、古文書・記録（映像・録音資料）を収集します。

5. 行政資料

池田町に関するものを中心に、関係行政機関で公刊された資料を収集します。

6. 新聞

全国紙および地方紙で児童および青少年向けのものも含めて収集します。

地域社会に役立つ専門紙や機関紙も、利用度に応じて収集します。

7. 雑誌

各分野における基本的雑誌で、生活、教養、娯楽、趣味等に役立つ一般誌、児童および青少年向けのものも収集します。

地域社会に役立つ専門誌も必要度に応じて収集します。

8. 視聴覚資料

趣味、教養、娯楽又は文化活動に資するため、クラシック、ポピュラー、民族音楽、芸術、演芸、ドキュメンタリー、文学作品、スポーツ等の基本的作品を可能な範囲で収集します。

9. 電子化資料

1～8に準じます。

10. 障害者資料

1～8に準じます。

11. 漫画

芸術性の高いもの、定評のあるもの、時代を表現したものを収集します。

ただし、実際の購入は活字資料や書架のバランスを考慮します。あくまで活字資料を優先します。

〔寄贈・寄託資料〕

寄贈・寄託される資料は、寄贈者および寄託者の意志を尊重し、かつ本方針に準拠して受け入れします。

ただし、実際の受け入れにあたっては書架のバランスを考慮します。

〔資料収集についての留意点〕

資料収集にあたっては、次の点に留意します。

1. 多様な対立する意見のある問題については、それぞれの観点にたつ資料を幅広く収集します。
2. 著者の思想的・宗教的・党派的立場にとらわれて、その著作を排除しません。
3. 図書館員の個人的な関心や好みによって、収集の自由を放棄したり紛糾をおそれて自己規制しません。
4. 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって、収集の自由を放棄したり紛糾をおそれて自己規制をしません。
5. 寄贈資料の受け入れにあたっても同様に対処します。

以上のような基本方針で収集した図書館資料が、どのような思想や主張をもつていようとも、それは図書館および図書館員が支持していることを意味するものではありません。

〔蔵書の更新・除籍〕

図書館は、常に新鮮で適切な資料構成を維持し、充実させるために資料の更新および除籍を行います。

利用者が直接資料に接する開架書架は、常に利用される図書で構成されていることが大切です。

1. 利用頻度の落ちた資料は、新たな資料によって代替できる資料、古くなった資料価値の乏しい資料は、臨時に書庫に移します。
1. 資料全体をみきわめ、将来の利用を予測して資料価値の無くなった資料は除籍し

ます。

3. 長期にわたってよく利用される資料が、破損などのために利用に供せなくなったときは、同一資料の買い替えなどの更新を行います。

[町民の要望や意見の尊重]

利用者からリクエストされる資料は、できる限り提供するように努めます。その際、図書館未所蔵の資料は、図書館の蔵書構成への意志の反映としてこれを受けとめ、収集するよう努めます。

町民の利用者からの蔵書について要望や意見は、図書館の蔵書構成への意志として大いに歓迎するという認識のもとに、十分検討のうえ蔵書に生かすように努めます。

[資料選択の組織]

資料の選択については、利用者サービスに従事する図書館員があたります。収集する資料の選定調整は、「資料選定会」（館長・教育委員会担当職員・司書・発注担当者）において合議により行います。

資料の選択についての最終責任は、図書館長にあります。

収集した資料の利用状況等について、検討し資料選択に生かしていきます。

[その他]

この方針に定めるもののほか、資料収集に関する事項については、館長が別に定めます。